

はじめに

私たちのまち志木市は、時代の変遷とともに、舟運を生かした商業都市から文化都市へと、また、首都近郊において貴重な自然環境に恵まれたまちとして発展してきました。

また、本市では、平成13年10月に自然の保全及び再生に関する基本理念を定めた「自然再生条例」を施行するとともに、平成16年4月には市民、事業者、市が一体となった環境づくりを明確にする「環境基本条例」を施行しました。

私たちは、自ら快適な住環境を創造し守っていかねばなりません。市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確にし、次代に引き継いでいく責任があります。

そのためには、自然と調和した快適なまちづくりをめざし、環境への負荷の少ない低炭素社会と潤いのある街並みの形成や、自然との調和に配慮した都市基盤の整備、より良い生活環境の創造、快適で親しみのあるまちづくりをしていかねばなりません。

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）に掲げるまちの将来像である「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」の実現に向けて、本市に「ずっと住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるような、魅力的なまちづくりを進めるため、事業者の方にも、ご理解をいただき協働推進者として、ご支援ご協力をお願いします。

平成30年 3 月

志 木 市